

習志野市災害時協力井戸の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、習志野市地域防災計画に基づき、震災、風水害その他これらに類する災害が発生した場合に、供給が困難となるおそれのある生活用水を確保するため、災害時においても生活用水を供給することができる井戸（以下「災害時協力井戸」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害時協力井戸の要件)

第2条 災害時協力井戸は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する電動式、手動式又は電動式手動式併用のポンプ井戸であること。
- (2) 現に使用しており、今後も引き続き使用を予定しているものであること。
- (3) 当該井戸の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）が継続的かつ適正に管理していること。
- (4) 災害時に無償で地域の被災者に井戸水を提供できること。
- (5) 洗面、洗濯、トイレの洗浄等生活用水として使用できる水質であること。
- (6) 災害時に災害時協力井戸の所在地及び所有者等の氏名を町会、自治会及び自主防災組織に情報提供することについて所有者等が同意していること。

(災害時協力井戸の登録)

第3条 前条各号に掲げる要件を満たす井戸を災害時協力井戸として登録することを希望する当該井戸の所有者は、習志野市災害時協力井戸登録届出書（別記第1号様式）により、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定により届出があったときは、災害時協力井戸として登録するものとする。

3 市長は、災害時協力井戸に関する現状把握に努めるとともに、災害時協力井戸に関する情報を定期的に更新するものとする。

(災害時協力井戸の周知)

第4条 市長は、次に掲げる方法により、災害時協力井戸について周知するものとする。ただし、所有者等の同意を得ることができない場合はこの限りでない。

- (1) 災害時協力井戸の所在地及び所有者等の氏名を、本市ホームページ、広報紙、ハザードマップ等に掲載すること。
- (2) 災害時協力井戸が所在する旨の標識を家屋の門扉等認識しやすい場所に表示すること。

(届出事項の変更)

第5条 第3条第1項の規定により届出をした所有者は、届出事項に変更が生じたときは、習志野市災害時協力井戸変更届出書（別記第2号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、災害時協力井戸の登録を取り消すものとする。

- (1) 所有者から習志野市災害時協力井戸登録解除届出書（別記第3号様式）が提出

されたとき。

(2) 第2条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害時協力井戸として適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により災害時協力井戸の登録を取り消したときは、習志野市災害時協力井戸登録解除通知書（別記第4号様式）により所有者に通知するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。